令和6年度 田子小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月3日 生徒指導部

1 いじめ防止基本方針策定に当たっての基本的な考え

今日的な課題に対応していくために、12年ぶりに改訂された「生徒指導提要」を受け、 いじめのない学校をつくり、本校の児童一人一人が楽しく豊かな学校生活を送り、社会 の中で自分らしく生きることのできる存在へと自発的・主体的に成長や発達していくた めに、「田子小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止及びいじめ問題解決のための基本的な姿勢」を以下に示す。

☆いじめが起こった後の「対処」に焦点を当てるのではなく、**「いじめの未然防止」**

→「早期発見」→「適切かつ迅速な対処」を行っていく

 \downarrow

そのために…

- ①「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有する
- ②いじめを生まない環境づくりを進める
- ③児童一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかける
- ④いじめ防止及びいじめ問題解決について、保護者・地域・関係機関との連携を深める

2「いじめ」とは(いじめ防止対策推進法第2条参照)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与 える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対 象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。また、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の踏査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 校内体制について

- (1) 「学校いじめ対策組織」として、生徒指導部が主体となり年間計画に基づいて活動 を行う。
- (2) いじめの報告があった場合、緊急会議(ケース会議)を開く。構成は、校長、教頭、 教務主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、担任とする。 情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の 体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応を行う。

4 いじめを未然に防止するために

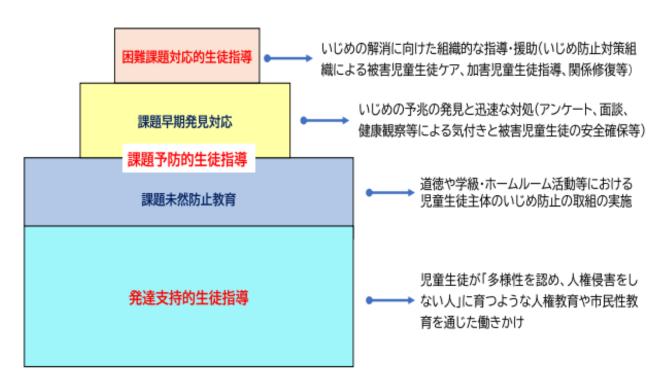


図9 いじめ対応の重層的支援構造

※「生徒指導提要」より

(1) 発達支持的生徒指導

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性 教育を通じた働きかけ。

- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
 - …教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童がお 互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかけ ることが大切。
- ②児童同士の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
 - …自分のやろうとしていることが認められ、応援してもらっていると感じて初めて、 学校が居場所であると思えるようになる。
- ③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
 - …自己への信頼とは、主体的に取り組む共同の学習を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することによって育まれると考えられる。
- ④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。
 - …困ったときや悩みがあるときに、隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人 に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、児童の学校での安全・安 心を大きく左右する。

(2)課題未然防止教育

道徳や学級活動等における児童主体のいじめ防止の取組の実施

- ①いじめる心理から考える
 - …児童が自分の感情に気付き適切に表現することについて学んだり、自己理解や他 者理解を促進したりする心理教育の視点を取り入れたいじめ防止の取組を行うこ とも重要。
- ②いじめの構造から考える
 - …いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁 者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイント。
- ③いじめを法律的な視点から考える
 - …児童が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産・ 安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果 への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要。

(3)課題早期発見対応

いじめの予兆の発見と迅速な対処(アンケート、面談、健康観察等による気付きと 被害児童生徒の安全確保等)

- ①主ないじめ発見のルート
 - 日々の健康観察
- アンケート調査本人からの訴え

- ・当該保護者からの訴え
 - 担任による発見
- …家庭や地域、関係機関と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げることも重 要。学校の「気付き」と家庭・地域の「気付き」を重ね合わせることで、学校だけ では見逃されがちないじめの早期発見が可能になる。
- ②アンケート・個人面談の実施について
 - ・年に3回のアンケートと個人面談の実施
 - ※アンケート様式・実施方法、実施時期・対象等は別紙実施要項に掲載
 - ・アンケート実施後の対応
 - ○担任が各クラスのアンケートを回収し、内容を確認後、教頭→校長、生徒指導 主任に速やかに報告し、内容によってケース会議等の対応を行う。
 - ○アンケートを基に学級の全児童と個人面談を実施する。
 - ○児童への指導、面談記録簿への入力。
 - ○職員会議で全職員での共通理解を図る。
 - ・アンケート調査の保存

いじめ調査により把握した情報の記録は、回答した児童が卒業するまで保存する。

- ③当該保護者からの訴えがあった場合
 - ・保護者の話をさえぎらずに傾聴し、保護者の心情の理解に努める。
 - ・心配や不安を与えたことに対する言葉がけと協力依頼を行う。
 - ・保護者の持っている情報の確認をする。
 - ・調査事項や解決したい事項の確認をする。
 - ・回答期日の見通しを伝える。
 - ・協力への御礼を述べる。

(4) 困難課題対応的生徒指導

いじめの解消に向けた組織的な指導・援助(いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童指導、関係修復等)

①いじめへの対応の原則の共通理解

- ○いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア
 - ・「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと。
 - ・いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えること。
 - ・大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと。
 - 「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること。
- ○被害者のニーズの確認
- ○いじめ加害者と被害者の関係修復
 - ・いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加 害者の成長支援という視点に立って、いじめる児童が内面に抱える不安や不満、 ストレスなどを受け止めるように心がけることも大切。
- ○いじめの解消
 - ・解消の二条件(「いじめの防止のための基本的な方針」文部科学省決定 平成25年10月11日)「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通して、継続的に確認する必要がある。

②重大事態に発展させない指導の実際

- *「いじめの重大事態」とは(「いじめ防止対策推進法」平成25年6月)
 - ●いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合 (法第28条第1項第1号)
 - ●いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同第2号)
- ○いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなるケース
 - ・周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ
 - ・閉鎖的な部活動内でのいじめ
 - ・被害と加害が錯綜しているケース
 - ・教職員等が、被害児童側にも問題があるとみてしまうケース
 - ・いじめが起きた学級が学級崩壊的状況にある場合
 - ・いじめが集団化し孤立状況にあるケース
 - ・学校として特に配慮が必要な児童が関わるケース
 - ・学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース
 - …以上のようなケースについては、できるだけ早い段階から、SCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められる。
 - …ケース会議においては
 - ・アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童の抱える課題等)を行う。

- ・アセスメントに基づいて、被害児童への援助方針及び加害児童への指導方針、 周囲の児童への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
- ・ケース会議後に、被害児童及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、指導・援助プランの実施し、モニタリング(3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童及び保護者への経過報告と心理状況の把握等)を行う。
- ○いじめが認知された後の対応
 - ・教育委員会への報告
 - ・情報の整理と管理、ケース会議等の記録の作成と保管
- 5 「田子小学校いじめ防止基本方針」等の評価・改善について 年度毎に基本方針並びにその取組について教育課程の反省において、P・D・C・A サイクルでの評価・改善を適切に行い、いじめ防止等の効果的取組に努める。

6 参考

・いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm



・いじめの防止等のための基本的な方針(平成29年3月14日最終改訂)

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf



・いじめの重大事案の調査に関するガイドライン(平成29年3月)

https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext_jidou02-000034502_007.pdf



【生徒指導提要(改訂版)】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

